☆ この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、記載の仕方やその内容は、基準を 満たす限り、任意のもので構わないものである。(県が示すイメージに総合事業を追加したもの)

訪問介護及び第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)

●●●●●ヘルパーステーション 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、**法人△△が開設する●●●●●へルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業であって訪問介護相当サービス(以下「指定訪問介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定訪問介護等を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。
 - 2 指定訪問介護等は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うととも に、指定訪問介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に 対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 3 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等 との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名 称 ●●●●●ヘルパーステーション
 - 二 所在地 三重県伊勢市〇〇町〇〇番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名 (常勤 サービス提供責任者兼務) 管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守 させるため必要な指揮命令を行う。
 - 二 サービス提供責任者 ○名 (常勤 ○名 うち1名 管理者兼務) (非常勤 ○名)

サービス提供責任者は、指定訪問介護等の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する 技術指導等、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等 介護福祉士 〇名 (常勤 〇名、非常勤 〇名)

その他 ○名 (常勤 ○名、非常勤 ○名)

訪問介護員等は、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に基づき、指定訪問介護等の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日 ○曜日から○曜日ただし、祝日及び○月○日から○月○日までを除く。
 - 二 営業時間 午前〇時〇分から午後〇時〇分
 - (三 サービスの提供は、電話等により、24時間対応が可能な体制とする。)

※24時間体制が可能な場合は記載。

(指定訪問介護等の内容)

- 第6条 指定訪問介護等の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画若 しくは介護予防ケアマネジメントによるプランに基づいてサービスを提供する。
 - 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助、その他()
 - 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他(
 - (三 通院等乗降介助)

※通院等乗降介助を行う場合は記載。運輸支局の許可証が必要。

(指定訪問介護等の利用料その他の費用の額)

- 第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び伊勢市介護予防・ 日常生活支援総合事業の実施に関する規則で規定する額とし、当該指定訪問介護等が法定代理受 領サービスであるときは、その額の1割又は2割とする。
 - 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護等に要した交通費について は、利用者からその実費の支払を受ける。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とす る。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 k m あたり○○円 ※実費の範囲(自動車の燃料代)で設定。概ね10~30円の範囲内。

3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、○○市、○○町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
 - 2 前項の措置を講じた場合には、速やかに管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第10条 指定訪問介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の 家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。 ※損害賠償保険に加入することが望ましいこと。

(非常災害対策)

- 第11条 震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、非常災害 の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた計画を 作成し、必要に応じ、訓練を行う。
 - 2 前項で作成した計画について、定期的に従業者に周知する。

(相談・苦情対応)

- 第12条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定訪問介護等に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。
 - 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の目から2年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 訪問介護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に 努める。
 - 一 採用時研修 採用後○か月以内
 - 二 継続研修 年〇回以上
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。
 - 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、 予め文書により得る。
 - 4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、**法人△△と●●●●●へルパーステーションの管理者との協議に基づいて定める。

附則

本規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※新規事業所の指定予定年月日又は本規程の改正年月日を記載。